

平成 30 年度 岡山県地域公益活動推進センター 事業計画<案>

岡山県における地域公益活動の基本理念に基づき、誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らせる地域社会の実現に向けて、県内の社会福祉法人が制度の狭間の課題を解決する仕組みづくりや支援を実践していくため、岡山県地域公益活動推進センターは、次の事業を実施します。

I. 県域のネットワークづくり

「オール岡山」での事業展開に向けて、県社協及び各種別協議会を中心とした連携・協働のネットワーク組織を構築します。

また、県内の社会福祉法人（福祉施設）や社会福祉協議会だけでなく、行政や各種支援団体・NPO等との連携・協働についても促進していきます。

(1) 県社協及び各種別協議会を中心とした連携・協働ネットワークづくり

- ①運営委員会の開催（年2回）
- ②正副代表会議の開催（適宜）

(2) 社会福祉法人、市町村社協等の主体的な参画の場づくり

- ①地域公益推進会議の開催（年6回）
- ②課題別検討部会の開催（1部会につき年3回）

II. 制度の狭間の課題解決に向けた研究・開発

(1) 制度の狭間の課題解決に向けたモデル事業の研究・開発

単独の社会福祉法人だけでは解決が困難な制度の狭間のニーズについて、取り組む意向のある会員（社会福祉法人社会福祉施設、市町村社協等）又は市町村域社会福祉法人連絡会等を募集し、研究・開発助成を行います。

- ①各種モデル事業の企画検討・募集・実施（助成）
- ②モデル事業に関する展開ノウハウ講座の企画

(2) 県域によるリーディングプロジェクトの展開

県内の「地域における公益的な取組」の展開機運を高めていくために先進的な事例の情報収集を行い、“オール岡山”の社会福祉法人によって、その取組の裾野を広げていくための普及促進プロジェクトを展開します。

- ①各種リーディング事業の企画検討・参画依頼・取組展開
- ②リーディングプロジェクトの展開支援講座の開催

(3) 制度の狭間の課題についての調査研究・ニーズ把握

県内における地域公益活動の取組状況の実態把握を行うとともに、制度の狭間のニーズに関する調査活動や解決困難なニーズ（ケース）の収集・事例検討等の研究分析を行います。

また、市町村域の社会福祉法人のネットワーク組織との連携を密にし、市町村域における制度の狭間の課題についてのニーズ把握・調査を行います。

- ① 県内の地域公益的取組の現状把握の定点調査の実施
- ② 各モデル事業のニーズに関する県内実態調査の検討
- ③ 制度の狭間のニーズに関する研修・事例研究会の企画
- ④ その他調査の実施（必要に応じて）

岡山県社協が実施する事業（県社協予算）

Ⅲ. 市町村域の連携・協働ネットワークづくりの促進・支援

各市町村域での社会福祉法人・福祉施設と市町村社協等による連携・協働のネットワークづくりを促進します。設立後においては、各市町村域と情報共有・連携を十分に図るなかで、各市町村域での取組の強化に向けた支援を行います。

（１）市町村域社会福祉法人連絡会の設置促進及び充実・強化

- ① 市町村域ネットワークづくり助成事業の実施
- ② 各市町村域ネットワーク並びに市町村社協へのアウトリーチ（個別訪問）の実施
- ③ 市町村域ネットワークの取組状況調査の実施
- ④ 市町村域ネットワーク組織化説明会等の開催

Ⅳ. 制度の狭間の課題解決に向けた人材育成

（１）地域の公益的取組の実施に向けた研修の企画・開催

県内の社会福祉法人や市町村社協等が「地域における公益的な取組」を推進していけるよう、コミュニティソーシャルワーク研修をはじめ、制度の狭間の問題解決に向けた必要なノウハウやスキルアップのための各種研修・講座等を行います。

- ① コミュニティソーシャルワーク研修の開催
- ② 地域福祉実践研修の開催
- ③ コミュニティワーカースキルアップ研修の開催

Ⅴ. 地域の公益的な取組の普及啓発（福祉教育）・情報発信

県内の社会福祉法人や市町村社協等「地域における公益的な取組」に向けた制度理解や意識喚起を図るとともに、県民、関係機関・団体、県・市町村行政等に対して積極的な情報発信（見える化）を行います。

（１）県民、関係団体、県・市町村行政等への情報発信（見える化）

- ① センターホームページの開設・運営
- ② センター広報紙の発行
- ③ 普及啓発・PRのためのパンフレット・リーフレット等の作成

(2) 県内社会福祉法人及び県民、行政、関係機関等への普及啓発

- ①地域公益活動実践発表会の開催
- ②地域の公益的な取組の理解促進フォーラムの開催
- ③種別協議会、市町村社協との連携による普及啓発の実施

VI. 事業を通じたソーシャルアクション

「調査研究・ニーズ把握」や「モデル事業」によって開発された取組について、施策化が必要なことについては、県・市町村行政への提言活動（ソーシャルアクション）を行い、行政とのパートナーシップによる社会福祉制度の充実、発展に取り組みます。

(1) 県・市町村行政へ向けた提言活動の実施

- ①県社協、種別協等との連携による県行政等との意見交換会の開催